

次期会長の選任手続きについて

会長をはじめ役員は本年度末で任期満了となるため、3月開催の臨時総会で翌年度の役員選出手続きを採る必要があります。会長については選挙で選出することが決められていますので、3月の臨時総会で会長選出のための選挙を行います。ついては、会長選挙に関する手続きを以下にお知らせします。なお、選挙に関する事務は総務部が担当します。

1. 会長選挙に立候補される方

立候補予定者の受付開始 3月1日（木）
〃 の受付締切 3月10日（金）

立候補される方は添付の立候補届を総務担当に提出してください（定例会構成員2名の推薦が必要です）。

2. 立候補者がいない場合

役員会で総会に推薦する候補者を選任し、総会に諮り承認を求めます。

3. 投開票について

臨時総会で投開票を行い、当選者を決定し承認します。立候補者が一人の場合は無投票当選とし、同様の手順となります。

なお、臨時総会は3月24日（日）に開催予定です。

4. 他の役員を選任

会長以外の役員を選任については以下の手続きで決定します。

- (1) 監事を選任は役員会の推薦に基づき総会が決定します。
- (2) 副会長、会計は会長が選任しますが、総会の承認が必要となります。
- (3) そのほかの役員は会長が選任し決まります。

以上